

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年4月6日(水)午後1時15分から午後3時00分

2. 開催場所 役場2階 第6会議室

3. 出席委員(14人)

| | |
|---------|----------|
| 会長 | 1番 宮島 勇 |
| 会長職務代理者 | 2番 野澤 典生 |
| 農業委員 | 3番 青木 博子 |
| | 4番 飯澤 誠 |
| | 5番 小野 耕一 |
| | 6番 上島 栄子 |
| | 7番 北條 秀明 |
| 推進委員 | 春日 昭利 |
| | 立澤 富朗 |
| | 根橋 俊夫 |
| | 大井田 亨 |
| | 小松 英幸 |
| | 有賀 則幸 |
| | 瀬戸 真一 |

4. 欠席委員なし

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について
＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 農地利用集積計画(農地中間管理事業)について

議案第4号 農地利用配分計画(案)について

議案第5号 非農地の承認について

議案第6号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

- 報告事項 (1)農地法第4条の規定による農地を農業施設に供することの届出について
(2)農地法第18条第6項の規定による届出
(3)認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

| | |
|-------|--|
| 事務局長 | 役場産業振興課長 赤羽 裕治 |
| 事務局次長 | 役場産業振興課補佐兼農政係長 山田 隆 |
| 書記 | 役場産業振興課農政係係員 小松 由季 役場産業振興課農政係 中澤 貴子 ※欠席 |

8. 会議の概要

<赤羽事務局長>

午前中はお疲れ様でございました。午後は、いよいよ総会ということで、よろしくお願いいたします。総会に入ります前に、皆さんのお手元には総会に関するたくさんの資料、またこの後説明させていただく資料がいつているかと思しますので、事務局から内容的な資料の確認だけさせていただきます(→事務局小松より配布資料確認)。

配布資料の中の農業委員会の名簿について、担当地区の記載がございますが、それぞれの委員さんに担当地区ということで決めさせていただいてございます。この後、議案の中でお一人前期も委員を務められた方からご説明いただくわけなんですけれども、前期までの委員さんの方で担当していただいた地区の説明等もあるかと思えます。そういう形で、地区を区切らせていただいて担当していただくという部分がございますので、ご承知をいただきながら、この後の議案説明等を聞いていただければと思います。

それでは、進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。開会を野澤会長職務代理お願いいたします。

(開会)

<野澤会長職務代理>

あらためまして、こんにちは。皆さんの緊張もいかばかりか、私も同じように緊張しております。これから3年間、農業委員会の大事なメンバーとして頑張っていきたいと思えます。今日、これから一番肝心の総会ということで、第1回目の総会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

(会長あいさつ)

<宮島会長>

どうもあらためまして、こんにちは。先ほども話をしましたけれども、農地を守る課題に対してこの会が雰囲気の良い会にしたいということで、二度と来たくないというような内容の会でなくて、できるだけ雰囲気の良い会にしたいと思います。コロナの関係についても、だいぶ辰野も出ていますけれども、ぜひコロナについても感染しないように注意していただいて、3年間本当にご協力の方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(議事録署名委員の指名)

<宮島会長>

3番の青木委員さんと4番の飯澤委員さん、よろしくお願ひします。

<赤羽事務局長>

それでは議事に入りますが、この後議案が第1号から第6号まで用意されております。先ほどの研修の中にもありましたとおり、農業委員会総会の議案等の議決権につきましては7人の農業委員さんが議決権を持つということではございますけれども、議案に対しての説明させていただいた内容等については、推進委員さんからもご意見やご質問を承ることができるようになっておりますので、その点についてはご了解をいただきたいと思ひます。なお、採決につきましては挙手をもって採決をしていただくこととなりますので、7人の農業委員の皆さんは、会長の表決に対しましてそれぞれの判定を示していただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。それでは、会長の方で議長をお願ひいたします。

(議事)

<宮島会長>

それでは、議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしくお願ひします。

<山田事務局次長>

はじめに、今回みなさまにご審議いただく議案であります、農地法第3条、農地法第5条についてですが、午前中の勉強会と重複しますが、これからの農業委員会総会において議案として上がることが多いので、簡単にご説明いたします。

農地法第3条とは、個人又は農業生産法人が農業をする目的で農地の売買・貸借等により、権利を取得する場合に必要な許可です。また、取得される方には下限面積が設定されており、辰野町では20アール(2000㎡)以上の耕作をされていることが条件の一つとなってきます。

この下限面積につきましては、農業委員会がその地域の実情を踏まえて「別段の面積」を定め、これを公示した時は、その面積を下限面積として設定できることとなっています。辰野町では平成25年1月の公告により町内全域の下限面積を30アールと設定してきましたが、平成29年3月の農業

委員会総会にて下限面積について協議を行い、平成29年4月1日施行で20アールと設定しています。

農地法第5条とは、農地を農地以外のものに転用する際に所有権の移転や賃借権などの設定をおこなう場合に必要となる許可です。その農地が自己所有の場合は農地法第4条となります。

農地の状況によって設けられている農地区分による立地基準と、転用の確実性や周辺農地への被害防除措置が適切か等の一般基準とがあり、審議の基準となっています。また、申請地が農振農用地(青地)である場合には、転用申請の前に年2回行われる農振除外の手続きを済ませていただく必要があったり、農振農用地でなくても申請面積が3000㎡を超えれば、申請内容によっては県の諮問を受ける必要があったりといった手続きがあります。

3条4条5条の申請書を農業委員会に提出する前に、申請者から担当地区の委員の皆様へ申請地の現地確認依頼の連絡があります。連絡を受けましたら、農業委員、推進委員の皆様はペアで申請地の現地確認をしていただきます。隣地との境界、隣接道路の巾員、上下水、隣接もしくは近隣の農地への影響等を確認し、意見書に署名をしていただき、申請者から農業委員会へ提出となります。

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1～4番朗読】

<山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

大字小野…番地…にお住まいのAさんが所有いたします、

大字小野字駒沢…番、地目は田、面積800㎡を、

大字小野…番地…にお住まいのBさんが取得するものです。

譲渡人のAさんは相続にて取得しましたが、耕作予定もなく、以前から申請地を借り受け耕作していたBさんが取得し、引き続き耕作したいということで申し出がありました。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積は729アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、福島前会長、宇治前推進委員から意見書をいただいております。特に問題ない旨伺っております。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。承認ということで決定いたしました。

<山田事務局次長>

2番と3番は譲受人が一緒でありますので、合わせてご説明いたします。

2番3番ともに所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

小諸市大字八幡^{はちまん}…番地…にお住まいの C さんが所有いたします、

大字小野字塚の本…番…、地目は畑、面積236㎡と、

大字小野…番地にお住まいの D さんが所有いたします、

大字小野字塚の本…番…、地目は田、面積524㎡を、

岡谷市川岸東…丁目…番…号にお住まいの E さんが取得するものです。

譲受人の E さんは、近隣で耕作をされており、耕作予定のない譲渡人より申請地を取得し、農業経営の拡充をしたいということでもあります。

農地取得後の農業経営面積は84アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、中村前委員、宇治前推進委員から意見書をいただいております、特に問題ない旨伺っております。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。地図は3ページをご覧ください。

伊那市富^{とみがた}…番地…にお住まいの F さんが2分の1所有いたします、

大字伊那富^{おぎはら}字荻原…番…、地目は田、面積495㎡を、

大字伊那富…番地…にお住まいの G さんが譲り受けるものです。

譲受人の G さんは、残り2分の1を所有していましたが、このたび F さんの2分の1と合わせ全部取得をし、耕作を継続したいということなんです。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積は30アールで下限面積を超えております。この度の権利の取

得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、野澤会長職務代理、福島前会長から意見書をいただいております。

<野澤会長職務代理>

この件についてご報告いたします。2月19日に福島前会長と私、それから譲受人の Gさんと現地を確認しております。先ほど事務局から説明がありましたが、現在の所有者 Fさんが遠方にお住まいで耕作不能ということで、譲受人の Gさんが今現状耕作をされているということでございました。現地の状況ですが、西側住居、また北東については畑、また南側は2.5mの道路、付随して水路が設置されております。こちらについては、境界も明確になっております。また、周辺農地への影響は特に考えられませんので、特に問題ないかと思えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～2番朗読】

<山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は4ページを、配置図は5ページをご覧ください。

大字平出…番地…にお住まいの Aさんが所有いたします、

大字平出…番…、地目は田、面積855㎡を、

大字赤羽…番地…にお住まいの Bさんが取得し、宅地分譲をするための申請でございます。

譲渡人の Aさんは、長年申請地を Cの学童農園として貸されていましたが、高齢となり、今後のことを考え、農地の売却を希望しておられました。

譲受人の Bさんは、宅地建物取引業者の免許を有する宅建業を営んでおります。申請地は利便性の良い場所であることから、申請地を取得し、隣接する宅地地目の土地と合わせて4区画の分譲地にする計画であります。

申請地は第二種中高層住居専用地域と第一種住居地域が混在する用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては、新村前会長職務代理、古村前推進委員から意見書をいただいております。特に問題はない旨伺っております。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。

<飯澤委員>

ちょっと質問よろしいですか。転用に関しては依存ございませんけれども、学童農園というお話が今あったんですけれども、代替するような所はどこか見つかったんですかね。

分からなければ結構ですけれども、特に直接問題ではないので、ちょっと余計な質問になってしまつてすみません。

<事務局 小松>

書類を再度確認してみたいと思います。

<宮島会長>

次の総会の時までに分かるようにしておいてください。

<事務局 小松>

承知いたしました。

<根橋推進委員>

質問なんですけれど、計画図の図面を見ると隣接に………という土地があって、今回の計画はそれも含めて全体で4区画というふうになっていると見受けられるんですけど、この………という土地は今現況どのようになっていますか。

<事務局 小松>

現況は、砂利が敷かれていて過去に駐車場用地として転用が出ている場所です。今はもう農地として使われていません。

<根橋推進委員>

転用済みということですか。

<事務局 小松>

はい、そうです。転用済みです。

<宮島会長>

他にまだありますか。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は6ページを、配置図は7ページをご覧ください。

大字平出…番地…にお住まいのDさん所有の

大字平出…番…、地目は田、面積572㎡および、

大字平出…番…、地目は田、面積665㎡および、

大字平出…番…、地目は田、面積1063㎡、以上3筆 計2300㎡を、

中央…番地…に所在するEが取得し、宅地分譲をするための申請でございます。

譲渡人のDさんは高齢のため、農地の有効活用を考えておられました。

譲受人のEは、宅地建物取引業者の免許を有する宅建業を営んでおり、利便性の良い場所であることから、申請地を取得し、7区画の分譲地にする計画であります。

申請地は第二種中高層住居専用地域と準工業地域が混在する用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては、新村前会長職務代理、古村前推進委員から意見書をいただいております。特に問題はない旨伺っております。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<山田事務局次長>

利用権の設定であります。計13件、20筆、面積は22,329㎡、詳細は議案書7ページのとおりであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第3号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】

<山田事務局次長>

農地中間管理事業に関しまして、計1件、1筆の利用権の設定であります。
詳細は議案書10ページのとおりでございますが、農地中間管理事業による中間管理候補農地整理簿に基づき、農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と1筆、3,164㎡について5年9ヶ月の使用貸借権を設定するものです。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第4号、農用地利用配分計画(案)について】

<山田事務局次長>

農用地利用配分計画(案)については、議案第3号で利用権を設定した農地について、農地中間管理機構から受け手へ利用権を設定するもので、すべての農地について認定農業者であり人・農地プランに位置づけられた担い手へ集積されます。詳細は同じく議案書10ページのとおりですが、Aさんへ1筆、3,164㎡について5年9ヶ月の使用貸借権を設定するものです。

所有者もしくは相続人代表者と農地中間管理機構との間、および農地中間管理機構と中村脩司さんとの間ではそれぞれ事前合意がなされておりますが、農業委員会は意見を述べることができますので、皆様のご意見を伺いたいと思います。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。

<根橋推進委員>

ちょっと質問をさせていただきたいんですが、使用貸借権の設定期間について5年9か月となっておりますが、これはどういう背景というか状況を教えていただきたいと思います。

<事務局 小松>

期間につきまして、中間管理機構を通した契約は基本的に長期の契約、10年、20年がメインなんですけれども、市町村によっては5年、3年でも良いとはされております。

<根橋推進委員>

今回5年9か月ということで、普通だと5年とか、10年とかあると思うんですけれども、これはBさんの

ご事情なのか、A さんのご事情なのか、どちらかのご事情でそうなっているのではないかと思うんですけど、もしその辺がお分かりでしたら教えていただきたいという意味です。

<事務局 小松>

どちらの事情かは把握していないんですけども、双方で合意されて、切りの良い年度や年ごとの契約が多いと思います。

<小松推進委員>

委員会で承認されることを前提にして、スタートの4月の日にちを決めているのではないんですか。

<事務局 小松>

そうです。スタートは総会に合わせた日付になっています。

<根橋推進委員>

契約期間が過ぎた後も、更新されるのか、どちらかの事情で解約になるのか、その辺はどうなんですか。

<事務局 小松>

それも双方の話し合いで決められます。

<根橋推進委員>

実情はどうですか。ここでいうと A さんがほぼ継続的にやっていくんだけど、とりあえず約6年という意味なのか、一応何らかの事情でそれは解約してまた B さんが何か考えているのかということを知りたかったということです。

<事務局 小松>

A さんにつきまして、ご自身でご年齢をお考えになり、ご高齢ということで10年契約は先の自信がないというお話は伺っております。

<根橋推進委員>

分かりました。そういうことです。

<宮島会長>

他はよろしいですか。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第5号、非農地の承認について1～2番朗読】

<山田事務局次長>

非農地証明書の交付申請であります。

1番、地図は8ページをご覧ください。個々の場所の位置特定が地図上で確認できないため、申請地のおおよその場所を示してあります。

大字小野…番地…号…にお住まいのAさんが所有いたします。

大字小野字^{こえどう}越道…番…、地目は田、面積310㎡ほか21筆、計7417㎡について申請がありました。

理由といたしましては、申請地は昭和の頃から山林に囲まれた場所であり、長年放置してきたことで現在は雑木林の山林となり、農地に復元するのは容易ではなく、農地として利用される可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われま。

この件につきましては、中村前委員、宇治前推進委員に現地をご確認いただいております、特に問題はない旨伺っております。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。

<春日推進委員>

今回、Aさんが一括して出されているのか全て所有されていらっしゃるのか伺いたいです。

<事務局 小松>

全て所有されていらっしゃる所です。

<春日推進委員>

はい、分かりました。8ページ目の写真について、このBという部落の所だと思いますけれども、この写真でどの辺りか分かりますか。

<山田事務局次長>

地図に色が付いていないのでいけないんですけど、一番上にCがありまして、その横にDと書かれていて、そのCからDを過ぎると少し丸く塗られた所があるんですが、その場所と、Eと書いて、Fの谷から向こうの谷へ抜けていく所のEと書いてある所の上にもいくらか色が塗ってある所があるんですね。分かりづらくて申し訳ないですけども、あとGと書いてある所が、ちょ

うど大カーブの所が反対側の山の中、川の反対側になります。

<春日推進委員>

分かりました。

<事務局 小松>

図面が分かりづらくて申し訳ございませんでした。

<宮島会長>

他によろしいですか。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

2番、地図は9ページをご覧ください。こちらも場所の位置特定が地図上で確認できないため、申請地のおおよその場所を示してあります。

大字辰野…番地にお住まいのHさんが所有いたします、

大字辰野…番、地目は畑、面積723㎡について申請がありました。

理由といたしましては、申請地は70年前頃には畑として耕作をしていたが、その後植林をしたことで山林となり、農地に復元するのは容易ではなく、農地として利用される可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われま。

この件につきましては、原前委員、吉江前推進委員に現地をご確認いただいております、特に問題はない旨伺っております。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第6号、農業委員会の^{ほうれいじゅんしゆ}法令遵守の申し合わせ決議について】

<山田事務局次長>

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議につきまして、長野県農業会議より年1回以上の決議を行うよう依頼がきておりますので、議案としてあげさせていただきます。

これは、他県農業委員会における農地法違反による逮捕を受け、農業委員会組織が担っている

職務の重要性を認識していただき、あらためて委員の皆様が法令を遵守し、公平な職務の遂行に務めるよう、綱紀肅正の徹底を図るものです。農業委員・農地利用最適化推進委員として注意していただきたいことにつきましては、本日お配りいたしました農業委員会研修テキストシリーズ①農業委員会制度の24ページに細かく記載してありますので、そちらは後でお読みいただきたいと思います。

それでは議案書の16ページをごらんください。

--- 山田事務局次長 読み上げ ---

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認ということでもよろしくお願ひしたいと思います。

報告事項

<山田事務局次長>

- (1) 農地法4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出について1件の届出がありました。詳細は議案書17ページの通りであります。先月の総会にて農業振興地域整備計画の軽微変更をご審議いただいた土地になりますが、添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。
- (2) 農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約計6件、議案書の17ページのとおりであります。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。
- (3) 認定電気通信事業者による中継施設等の設置に伴う農地転用について、1件、議案書の18ページ、地図は10ページをご覧ください。農地法施行規則第53条において、電気事業者による送電用電気工作物等の設置については、許可不要案件となりますが、辰野町農業委員会では事業計画書等の書類を提出していただくことになっています。

大字澤底…番、地目は田、面積361㎡のうち2.25㎡を、

A が、携帯電話用無線基地局建設のため、コンクリート柱を建設し、無線機、電源設備を設置いたします。

いずれも添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。

その他

○事務連絡

農業委員会会議規則、担当地区、委員報酬、会費等の積み立て、口座管理登録届出書、委員活動用品、全国農業新聞購読普及、農業者年金加入推進(加入推進ニュース No.12・パンフレット配布等)、農業委員会総会開催日等について(事務局 小松)
→配布資料に基づき説明。

○遊休農地発生防止・解消対策について(赤羽事務局長、宮島会長)

<宮島会長>

前回の時までには、えごまの栽培をやりました。えごまの栽培作業は、年6回位出て、草取りしたり刈り取りしたり脱穀したりということでやりました。そういった作業の中で、農業委員会のメンバーの方との親睦が図れてとても良かったなと思いました。会議だけでは性格とかは分かりませんが、そういう作業をすればお互いに気楽に話をする事ができると思いますので、ぜひともこれについては、何をするかは分かりませんが、やっていただきたいと思います。

<赤羽事務局長>

遊休農地の発生防止という部分については、大きなねらいとなっている中で、先ほど農地利用最適化推進委員長も決定いただいたわけであります。この問題については、委員皆さんと事務局が一緒になってやっていかなければならない事業でございますので、委員長さんは根橋委員さんになっていただきました。色々な通知は、根橋委員長さんから出していただくわけでありますが、この事業を継続していく上では皆さんの協力なしではできないということであります。会長の意向のように、今回の農業委員会においても何らかの活動をしていきたいというお話があったわけでありますが、その点についてはよろしいでしょうか(→反対意見等なし)。何かここで、えごまにとらわれず、思い浮かぶご意見があればお伺いしたいと思います。

<青木委員>

今までえごまを作られていて、私も近くにいたものですからその作業や作業内容も重々分かっています、大変だなという思いもありました。その中で、いつくらいであったか、たかきびの話が長野の方で、協力隊上がりの方が会社を興してということがあったと思います。今、ウクライナの方で戦争が始まっています小麦が入ってこないという状況の中、アメリカでは既に小麦ではなくたかきびに移行しているという話が出ております。ただ、実際にたかきびを作ってそれが精麦されて学校なり、保育園なりに配布できるのかどうかというところまでは、まだ私も勉強してないんですけど、比較的作りやすいものなんです。あまり手がかかり過ぎても大変かなと思いますので、たかきびだとか、このところ菊芋なんかも遊休農地にはどうでしょうという話が出ていますので、いかがかなと思います。

<根橋推進委員>

私も発言しようと思っていたんですけども、私共はたかきびを4年作っております。色々課題も見えてきました。一つの状況は、今話がありました小麦の高騰等による国際情勢の中で小麦の代替品として国際的には非常に需要が高まっています。加えて、小麦の場合は小麦アレルギーの子どもさんが結構おられるんですけども、たかきびはアレルギーがないということで、学校給食にも使いたいということで、相当相場がヒートしてしまっていて、信濃毎日新聞でもこの間特集記事で出されていますし NHK も報道しています。キロで昨年私は 550 円、ネット等では 1,000 円近い状況で、上手に作れば、例えば1反歩 200 キロとれば、500 円が 100,000 円になってしまいます。しかも、獣害がほとんどない。アフリカ原産で、背丈が高いんです。2m位の所に垂れるのではなくて上に生ります。ただ、収穫が大変で、栽培上の課題は低温に弱いということと実りが揃わないこと。揃ったものからとっていくんですけど、手作業になってしまうということと、調整はえごまみたいに小さくないので、唐箕とかをやればまだ楽なんです。課題はいかに収量をとるかということです。やってみると、うちの A の方は北部で寒いので発芽が遅れる。あと、揃わない。発芽がやっぱり5月いっぱいくらいで出てこれば、結構実ってくるのではないかと思うので、比較的暖かくてそこそこ肥えた畑だったら、かなりの収量が望めると思う。これはいくらあっても良いと言われています。今、B さんが仲介に入って売っていただいていますけれど、要は今言われたように荒廃地をやっていくには非常に金銭的にも魅力のある、しかも国際的に非常に需要が高まってきている、それからお子さんのアレルギーにも対応できるとか、更に色々なレシピも今研究されているんですけども、ハンバーグに使うと非常に美味しいと言われていて、これからレシピの研究もやっていくと面白いと思う。何よりも、多少カラス等の鳥害はあるかと思いますが、丈が高いのでイノシシ等は大丈夫だということと、栽培上肥料はそれほどいらなくて、課題は草取りです。最初は雑草だか何だか分からない時が大変で、だんだん高くなってくると、トウモロコシとほとんど同じ姿でそこからは見分けがつかず。要は比較的栽培も容易なので、一つの有望品目としてやっていけば面積的にはかなりこなせるんじゃないかと考えています。今本当に言われたとおりで、私も何とか取り組められたらと考えています。

<赤羽事務局長>

ありがとうございます。今お二方から、たかきびという案が出されました。いかがですか。おっしゃったとおりで、今注目されている作物だと思います。

<根橋推進委員>

種は私の方で確保しております。

<赤羽事務局長>

あとは圃場と、播種の時期は、5月には芽が出なければいけないということですね。

<根橋推進委員>

私は5月、6月と色々やったんですけど、結局早く蒔いてもなかなか芽が出ない。1か月も芽が出なくて、6月末頃芽が出たりしてね。それだと遅いんですよ。今日明日、まさに蒔こうとしているんですけど、ポットで育苗してやってみようかなとは思っているんですけど。

<青木委員>

Cさんに教えていただければ良いんですけど、トレーに蒔いて発芽させるんですよ。その方が効率的には、発芽率は良いと思います。

<根橋推進委員>

機械で蒔いてしまいますので、それでやったらバラバラになってしまって。

<青木委員>

量もたくさんいりますしね。

<根橋推進委員>

大量にやるなら、播種機を持っているので6列いっきにバツといっちゃうということもあるんだけど、それをやっていたら発芽が悪い。ものすごく発芽が揃わない。そうすると結局、最後まで揃わないことになってしまうんだよね。でも、面白い品目だと思います。

<赤羽事務局長>

たかきびというご意見について、どうですか。

<宮島会長>

草取りは、広さにもよると思うけれどどれくらい、2回とか3回とかやるんですか。

<根橋推進委員>

草取りは最初が肝心で、あとは真ん中いっちゃっても良いし、私はやっていないんですが育苗するならマルチでも良いと思います。夏頃になると雑草より高くなるのであまり心配しない位です。草取りといっても最初の2回位ですかね、それがちょっと大変かなと思います。

<宮島会長>

収穫にはどれくらいかかりますか。

<根橋推進委員>

例えば、NHK テレビで北信の須坂市の奥さんがやった様子が放映されているんですけど、それは見事に揃ってしまっていて、いっきに穂先だけとれば良いんです。それを全部持ってきて少し

乾燥させて、あとはもう脱穀機にかけてしまうか、私は昨年千歯こきでやりました。要は、薄皮があるんですね。それが取れてしまうと商品価値が落ちるということで、薄皮が取れないように収穫すれば良いんです。穂先をとってくるのがどうしても手作業になってしまう。アメリカでは、そこらは全部コンバインでやっているみたいです。だから、それはもうハサミで切るしかない。それがちょっと手間のかかる仕事ですけど、それは大庭の JA のハウスを借りて1週間もあれば十分乾燥できます。

<青木委員>

えごまのことを考えたらとても楽です。

<宮島会長>

圃場さえ見つければ良いね。

<赤羽事務局長>

場所は決めたとして、5月総会の時に作業日程を決めてやるというのでは遅いですか。

<根橋推進委員>

良いと思いますよ。案ですが、町内4箇所位、優良圃場が荒廃している所、目につくような所を借りて展示圃場にさせてもらって、その草刈り等をすれば蒔ける状態になります。暖かい所ですので、5月中に蒔けば十分だと思います。直前に耕起して雑草対策をしておいて、6月中旬に芽が出たらやるということだと思います。あまり広くない所でやったらどうかと思います。

<赤羽事務局長>

では、今推進委員長からもお話がありましたが、たかきび栽培に皆さんで取り組むということによろしいですかね。

<宮島会長>

委員の中で、青木さん、根橋さんと経験している人が二人もいれば、えごまというわけにはいかない気がするので、ぜひそっちの方を進めてもらって良いとは思っています。

<赤羽事務局長>

では、圃場については事務局で検討させてもらってですね、種は根橋推進委員さんの方で用意できるというお話ですので、今年度遊休農地発生防止・解消対策は、今回の農業委員会チームはたかきびで行くということによろしいですか(→異議なし)。それではよろしくお願いいたします。

○今後の予定(赤羽事務局長)

次第裏面参照

○次回委員会総会開催日:5月6日(金)9時30分 役場第6会議室

(閉会)

今日はどうも一日ご苦労様でした。委員になられたばかりで大変とは思いますが、これから3年間頑張って一緒にやっていきたいと思います。今日はお疲れ様でした。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印